

## 1 審査会の結論

審査請求人の保有個人情報の開示請求に係る「令和3年4月7日、(本人) 保佐人 (審査請求人)より、令和3年4月4日に被保佐人 (本人) から保佐人(審査請求人)に対し、氏(本人)の入居施設 において虐待を受けた旨の訴えがあったとの通報を行った後に、この件に関して貴庁において作成された一切の文書。」(以下「本件文書」という。)について、高齢福祉課(以下「実施機関」という。)が行った保有個人情報一部開示決定(以下「本件処分」という。)は妥当とはいえず、以下に述べる箇所については開示すべきと判断する。

なお、本件は本人と審査請求人を本人とする同一内容の個人情報保護開示請求がなされ、このことについてのそれぞれに審査請求が行われているが、本件文書及び不開示部分の同一性が認められたため、2件の審査請求についてまとめて審理することとした。

## 2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人及び本人が実施機関に対して行った本件文書の開示請求について、実施機関が令和4年2月10日付けで行った本件処分を取り消し、全ての文書を開示せよというものである。

## 3 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人及び本人は、令和3年12月13日に本件文書の開示を、平塚市個人情報保護条例(平成19年条例第13号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定に基づき、実施機関に請求した。
- (2) 実施機関は、本件処分を行い、令和4年2月10日付けで審査請求人及び本人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和4年2月16日、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

## 4 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書において主張する内容は、ほぼ以下のとおりで

あると認められる。

- (1) 実施機関は、本件文書に記載されている一部の公務員の氏名を条例第16条第2号に基づき不開示としているが、条例第16条第2号ただし書イによると、公務員の当該職務遂行に係る情報は開示すべきとされているので、当該部分は開示すべきである。  
また、条例第16条第2号ただし書ウでは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報」は開示すべきとされている。本件は高齢者虐待に関する事案であるため、ただし書ウにより条例第16条第2号での不開示は不適當である。
- (2) 虐待通報者からの通報について、条例第16条第4号により不開示としているが、誰が誰に対して実施した評価なのか不明であり、また、著しい支障が生ずると認められるものについての具体的な説明がないため、当該部分を開示すべきである。
- (3) 施設職員等への聞き取り調査結果について、条例第16条第7号により不開示としているが、本号ただし書では「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるものを除く。」とされており、本件文書の開示が本号ただし書に該当するため、当該部分を開示すべきである。
- (4) 「養介護施設従事者等による高齢者虐待相談受付票」の53ページから59ページが開示されたが、その他のページについても開示すべきである。
- (5) 令和3年4月2日に本人が施設看護師に虐待の被害を訴えたが、当該看護師に対する実施機関が行った聞き取り調査の有無を回答すべきである。
- (6) 審査請求人が令和3年4月6日に通報してから令和4年5月25日に実施機関が施設に聞き取り調査をするまでの経過を記録した文書について、実施機関は文書不存在としているが、記録をしているはずなので、当該文書について再度存否を確認すべきである。
- (7) 審査請求人が実施機関に提供した資料についても、一部不開示としているのは過剰な対応である。
- (8) 条例に基づき不開示とする場合は、文章を品詞ごとに分解し、どの条文をどの部分に適用しているのか説明すべきである。

- ( 9 ) 一切の文書の開示を求めたにも関わらず、鑑文が除かれた。
- ( 1 0 ) 請求対象でない、審査請求人が過去に実施機関に提供した書面を開示した。
- ( 1 1 ) 開示請求から開示まで 6 0 日も待たされた。
- ( 1 2 ) 施設関係者の個人情報についても本人同意があれば開示できるので、実施機関は当該施設関係者の意向を確認すべきである。

## 5 実施機関の主張

実施機関が、保有個人情報一部開示決定通知書、弁明書において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- ( 1 ) 公務員の氏名は、条例第 1 6 条第 2 号イただし書により不開示と判断した。
- ( 2 ) 虐待通報者からの通報の不開示については、条例第 1 6 条第 4 号に該当する第三者の見解を記した記録及び評価に関するものであるとともに、神奈川県への対応等、監査事務に関する正確な事実把握が困難になるものと判断したためである。
- ( 3 ) 施設職員からの聞き取りについては、開示しないとの条件で任意に提供された情報であると判断したため、条例第 1 6 条第 7 号を適用した。
- ( 4 ) 「養介護施設従事者等による高齢者虐待相談受付票」は、過去に神奈川県や日本社会福祉士会のマニュアル等を参考にして作成されたものであり、当時、当該マニュアルの一部( 5 3 ページから 6 0 ページ ) を引用する際に、ページ標記を削除しなかったため誤解を生じさせてしまったが、実施機関が使用している文書は 5 3 ページから 6 0 ページ部分のみであり、その他ページについての文書は不存在である。
- ( 5 ) 当該看護師に対する実施機関が行った聞き取り調査については、開示しないとの条件で任意に提供された情報であると判断したため、条例第 1 6 条第 7 号を適用した。
- ( 6 ) 立入検査の方針決定と施設職員の呼出し及び立ち入りの実施についての行政文書は不存在である。また、出張及び復命に関する文書についても、市内の対応であるため不存在である。

- (7) 審査請求人から提供された資料は全て開示している。
- (8) 文章は一体的に情報を構成しているものであり、品詞ごとに根拠となる条文を明記することは困難である。
- (9) 鑑文は、令和4年2月16日の開示日に追加で開示した。
- (10) 審査請求人が過去に実施機関に提供した書面は、当該案件の個人情報として保有しているため、開示すべきと判断したためである。
- (11) 条例第19条第1項第4号の規定に基づき、保有個人情報開示等諾否決定期間延長通知書を審査請求人に送付している。
- (12) 聞き取りをする際に開示しないとの条件で任意に提供された情報であり、条例第16条第7号に該当すると判断したため、当該施設職員の意向調査は実施しなかった。

## 6 審査会の判断

### (1) 審査請求人と実施機関の協力について

審査請求書、意見書において、審査請求人の実施機関に対する強い不信感が認められ、このことが本審査請求に至る主な原因であると当審査会は判断した。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)は、第4条において、「国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と規定しており、また、第9条において、市町村は、当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとしている。

上記条文により、審査請求人及び実施機関は虐待防止に関して相互に協力する義務を負う立場にあるといえる。

### (2) 当審査会の判断すべき事案

本件事案に対して当審査会は不開示理由の適否についてのみを審理し、審査請求人及び実施機関双方のその他の主張については互いに誠意をもって意思疎通を図り、相互理解に努めるべき事案であり、当審査会での審理に適さないと判断した。

### (3) 判断方法及び明示方法

該当文章が膨大であるため、事前に条例第16条各号の適否の方針を定めるのではなく、順に資料を見ながらその個々の文章ごとに適否を判断することとした。

また、上記のとおり、審査請求人及び実施機関は虐待防止に関して相互に協力する義務を負う立場にあることをふまえ、審理に当たり、虐待調査のため任意に提供された情報を保護する利益と、虐待調査が適正に行われていたか知る権利を尊重する利益を比較衡量し判断した。

本件文書を詳細に検討するため、本件文書の不開示部分にページを付番し、不開示部分の文章を段落ごと及び表ごとに区分けし、各文章において条例の適否について一覧表を以下に示す。

## 7 審査会の経過

別紙「審査会の経過」のとおりである。

別紙1 審査会の経過

年月日	会議名	審査会の経過
令和4年2月16日		審査請求
令和4年4月6日		諮問実施機関が弁明書を受理
令和4年4月13日		審査会が諮問書を受理
令和4年4月20日		審査請求人に弁明書の写しの送付及び意見書の提出を依頼
令和4年5月13日		意見書受理
令和4年7月29日	第70回個人情報保護審査会	意見書までの報告、審議
令和4年8月23日	第71回個人情報保護審査会	審議
令和4年9月16日	第72回個人情報保護審査会	審議
令和4年10月19日	第73回個人情報保護審査会	審議
令和4年11月7日	第74回個人情報保護審査会	審議
令和4年11月25日	第75回個人情報保護審査会	審議
令和4年12月26日	第76回個人情報保護審査会	審議
令和5年1月11日	第77回個人情報保護審査会	答申

別紙2 一覧表

番号	該当箇所	不開示内容	条例第16条各号	審査会判断	理由・補足
1	P3 18行	県職員の氏名	2号	開示	神奈川県高齢福祉課より開示しても差し支えないとの回答があるため。
2	P3 22 行～23行	県職員との打ち 合わせ内容	4号	開示	
3	P3 26行	施設職員氏名	2号	一部 開示	施設長は法人代表格ではないと思われるが責任者であり、公の情報かつ慣行として請求者が知ることができる内容であるため開示とし、その他の職員氏名については不開示とする。
4	P3 28 行～31行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	開示	慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると考えられるため、開示とする。
5	P3 32 行～34行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	開示	
6	P3 35 行～37行 P4 1行～6行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	開示	
7	P4 7行～9行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	開示	
8	P4 10 行～11行	施設職員氏名	2号	一部 開示	番号3と同様
9	P4 12 行～16行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	開示	番号3及び4と同様
10	P4 30行	県職員の氏名	2号	開示	番号1と同様
11	P5 18行	県職員の氏名	2号	開示	
12	P5 19 行～20行	県職員との打ち 合わせ内容	4号	開示	
13	P5 47 行～48行	施設職員氏名	2号	開示	番号3と同様
14	P6 2行～8行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	開示	番号4と同様
15	P6 9行～10 行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	開示	

番号	該当箇所	不開示内容	条例第16条各号	審査会判断	理由・補足
16	P6 11行 ~17行	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	
17	P6 18行 ~24行	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	
18	P6 25行 ~32行	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	
19	P6 33行 ~38行	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	
20	P6 39行 ~40行 P7 1行~ 7行	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	
21A	P8 上段	可否	4号	開示	<p>条例第16条第4号は「個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずると認められるもの」とされ、具体的事例として、各種相談票、相談記録等、市民等から受けた相談を処理するために、個人の能力、性格等についての検査、調査又は第三者の意見を記録したもの及びそれに基づき協議、調整した内容を記録したものが該当する。</p> <p>8及び9ページは、施設職員からの聞き取り調査を踏まえ、実施機関による事実認定と虐待有無の判断が示されている文書であり、条例第16条第4号には該当しない。</p> <p>実施機関からの追加提出資料によると、条例第16条第6号アに適用しうるとの見解が示されたが、条例逐条解説では本号の事例として、監査等の方針、内容等に関する情報や試験の問題等が該当するとされており、実施機関の監査等における判断は該当するとは解されず、開示することが妥当であると判断する。</p> <p>また、項目に関しても一般的な内容であり、開示することにより、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正かつ適正な遂行を不当に妨げると認められるもの」とまでは言えず、開示することが妥当であると判断する。</p>
21B	P8 上段	項目	4号	開示	
21C	P8 上段	具体的事例	4号	開示	
22A	P8 下段	可否	4号	開示	
22B	P8 下段	項目	4号	開示	
23A	P9 上段	可否	4号	開示	
23B	P9 上段	項目	4号	開示	
23C	P9 上段	具体的事例	4号	開示	
24A	P9 下段	可否	4号	開示	
24B	P9 下段	項目	4号	開示	

番号	該当箇所	不開示内容	条例第16条各号	審査会判断	理由・補足
25	P10	職員氏名、職種、経験年数等	2号	不開示	条例第16条第2号の適用は適切である。
26-1 ~9 -A	P10~ P12	大項目	7号	開示	<p>実施機関は、本文書の「大項目」及び「項目」について、当初、条例第16条第7号により不開示としていたが、条例第16条第7号は「任意に提供された情報」に対するものであり、「大項目」及び「項目」が該当しないことは明らかである。このことについて再度実施機関に資料を求めたところ、条例第16条第6号を適用し不開示とすることが妥当であるとの意見が提出された。当審査会で審議したところ、当該調査票は社団法人日本社会福祉士会が作成した様式であり、虐待事例に関する調査票として基本的な様式であるため、開示したとしても実施機関の調査事務に著しい影響を及ぼすとは考えにくい。よって「大項目」及び「項目」は開示することが妥当であると判断する。</p> <p>また、「可否」及び「施設職員からの聞き取り内容」については、開示しないと条件で任意に提供された情報であって、虐待案件における情報収集であることからすれば、条例第16条第7号により開示しないと条件付けに十分な合理性があると判断できる。</p> <p>さらに、条例第16条第7号ただし書該当性を検討すると、審査請求人は、このことが、当然に虐待案件であって、身体、健康、生活等を保護するために同号ただし書により開示すべきとしているが、審査会は本人がその後も同施設に入居し、その後継続した訴えもないことを確認したため、審査請求人の意見は受け入れられず、仮に当該部分の情報を開示するとなれば、施設等と実施機関の信頼関係が崩れ、当該調査のみならず他の指導等の業務にも支障が出る可能性を認め、条例第16条第7号本文の該当性を認め、不開示とすることが妥当であると判断する。</p>
26-1 ~9 -B	P10~ P12	項目	7号	開示	
26-1 ~9 -C	P10~ P12	可否	7号	不開示	
26-1 ~9 -D	P10~ P12	具体的事例	7号	不開示	
27	P12	面接対象者署名	2号	不開示	
<p>以下番号28~番号36(P13からP22)までは上記番号25~番号27までと同様の形式であるため、開示、不開示、条例の適否についても同様のものと判断する。</p>					

番号	該当箇所	不開示内容	条例第16条各号	審査会判断	理由・補足
37	P 2 5	施設職員氏名	2号	一部開示	3と同様
38-1	P 2 5 1	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	<p>慣行として、審査請求人及び本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると考えられる箇所は、開示とする。それ以外は条例第16条第7号の該当性を認め、不開示とする。</p> <p>えまた、第7号ただし書の適否については、人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在しており、このような危害等から市民を保護する必要があるかにより判断する。</p> <p>本件事案では審査請求人の尽力により、当該施設の高齢者への対応が好転していることを、審査請求人も認めており、上記第7号ただし書の該当性は無いと判断する。</p>
38-2	P 2 5 2	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	
38-3	P 2 5 3	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	
38-4	P 2 5 4	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	
38-5	P 2 5 5	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	
38-6	P 2 5 6	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	
38-7	P 2 5 7	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	
38-8	P 2 5 8	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	
38-9	P 2 5 9	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	
38-10	P 2 5 10	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	
38-11	P 2 5 11	施設職員からの聞き取り内容	7号	不開示	
38-12	P 2 6 1	施設職員からの聞き取り内容	2号	不開示	
38-13	P 2 6 2	施設職員からの聞き取り内容	2号	不開示	
38-14	P 2 6 11行～ 17行	施設職員からの聞き取り内容	7号	開示	
38-15	P 2 6 18行～ 30行	施設職員からの聞き取り内容	7号	不開示	

番号	該当箇所	不開示内容	条例第16条各号	審査会判断	理由・補足
38-16	P26 31行~ 34行 P27 1行~7行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	開示	38-1と同様
38-17	P27 8行~ 10行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	開示	
38-18	P27 11行~ 13行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	開示	
38-19	P27 14行~ 17行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	開示	
38-20	P27 18行~ 20行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	開示	
38-21	P27 21行~ 24行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	不開示	
38-22	P27 25行~ 30行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	不開示	
38-23	P27 31行~ 33行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	不開示	
	P28 1行~4行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	不開示	
38-24	P28 5行~8行	施設職員からの 聞き取り内容	7号	不開示	
38-25	P28 1	施設職員からの 聞き取り内容	7号	不開示	
38-26	P28 2	施設職員からの 聞き取り内容	7号	不開示	
38-27	P28 3	施設職員からの 聞き取り内容	7号	不開示	

番号	該当箇所	不開示内容	条例第16条各号	審査会判断	理由・補足
38-28	P28 4	施設職員からの聞き取り内容	7号	不開示	38-1と同様
38-29	P28 24行~ 28行	施設職員からの聞き取り内容	7号	不開示	
38-30	P28 29行~ 33行	施設職員からの聞き取り内容	7号	不開示	
39-1	P29 要旨	実施機関の方針	4号	開示	条例第16条第4号及び第6号アの該当性があるとはいえないため開示することが妥当であると判断する。
39-2	P30 要旨	実施機関の方針	4号	開示	